

戸田市の区域内に住所を有する者に対する児童扶養手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 4 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 4 1 号

戸田市の区域内に住所を有する者に対する児童扶養手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則

戸田市の区域内に住所を有する者に対する児童扶養手当の認定及び支給に関する規則（平成 1 4 年規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「支払方法は、」の次に「窓口払（指定金融機関）及び」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。